

自治体システム等標準化検討会分科会（第15回）

議事概要

日時：令和4年3月24日（木）10時00分～

場所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

千葉 大右 船橋市情報システム課課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

平松 弘三 倉敷市デジタルガバメント推進室主任（代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

松下 大輔 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長（代理出席）

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局副主幹（代理出席）

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画企画部担当部長

前田みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

長谷川 孝 総務省自治行政局住民制度課長

光永 祐子 総務省自治行政局住民制度課理事官

影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐

田中 良斉 総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長

池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長

羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官

植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長

細美 和彦 総務省自治行政局地域情報化企画室課長補佐

堀島 佑月 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐

(ゲストスピーカー)

永井 茂薫 新宿区地域振興部戸籍住民課住民記録係基幹業務システム主査

高澤 圭介 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第四ソリューション部マネージャー

西村 一幸 日本電気株式会社公共システム開発本部主任

吉田 匡一 株式会社両毛システムズ公共ソリューション第1部公共ソリューション第1課課長

川口 真人 富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部本店営業部営業2課課長

諏訪 兼也 株式会社日立システムズ公共・社会パッケージ事業グループ公共パッケージ事業部第三開発本部第一開発部技師

金井 智洋 日本加除出版株式会社顧問

大森 貴也 法務省民事局民事1課戸籍指導係

【議事】

1. 戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】案について
2. 住民記録システム標準仕様書【第 2.1 版】案について

【概要】

1. 状況報告・意見交換

事務局より資料の説明。

■ 戸籍附票システム

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針

#3 2.1.3 基本検索

備考欄に記載した誤記修正後の内容を検索する機能の実装は困難ではないか。ベンダ各社の意見を伺いたい。

→検索機能の実装は可能である。検索の方式として、備考欄を新たに設けてそれを検索対象とするか、既存の氏名・性別・フリガナ等各テーブルを検索対象とするか定める必要がある。備考欄を新たに設けて検索する場合には、標準化施行日以降に記載された内容の検索は可能だが、施行日以前の内容についての検索は困難である。

→検索機能の実装は可能である。ただし、備考欄の文字列を検索する場合は検索に時間を要することが想定される。また、標準仕様書案では備考欄に様々な情報を記載することとなっており、データの持ち方をデータ要件又は標準仕様書等で定めていただきたい。

→備考欄の検索は困難だが、戸籍情報システムの情報を参照することで実現可能と考える。

→検索機能の実装は可能である。検索に時間を要するため、氏名の履歴から検索することを想定している。その際、検索対象を誤記修正後の氏名のみとするか、それ以外の氏名の履歴も含めるかを定める必要があり、氏名の履歴も含めた検索とした場合には実装が容易となる。

→検索機能の実装は可能であるが、検索に時間を要すると想定される。誤っている氏名を検索対象とするか等の検討が必要である。

→各ベンダの意見は承知した。戸籍情報システムで保有する情報を参照する方法が現実的であると認識した。

→実装方法としては、DB 自体の変更を戸籍情報システムで行い戸籍附票システムとしてはその情報を誤記修正後のデータとして参照する方法と、戸籍附票システムにおいて誤記修正に係る内容のみ別途データを保有する方法の2つが存在するものと認識している。ただし、本議論の内容は標準仕様書の範疇を越えており、ベンダ各社の実装方式にゆだねられている部分と認識している。また、データ要件に関するデジタル庁の方針に依存するものと認識している。

→データ要件及び連携要件はデジタル庁を中心に検討・作成する。標準仕様書の内容を基にデータ項目を抽出することとなり、標準仕様書の検討会等の議論内容を反映したデータ要件・連携要件を整理していく。

3. その他継続検討事項の状況と今後の方向性

#7 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書について

筆頭者の新旧情報を記載する箇所が設けられていないが、情報として不要なのか。例えば自己の氏を称して婚姻した者(婚姻後の筆頭者)が、婚姻前の本籍と同一地番に新戸籍を編製した場合、氏名、生年月日、性別、住所、本籍の各事項は変更がないため、全て旧情報だけの出力となる。この事例において変更通知が必要になるのではないか。なお、戸籍情報システム標準仕様書で提示されているレイアウトには、筆頭者の新旧情報が存在している。

→選挙事務の運用を確認したところ、筆頭者の新旧情報は不要とされており、通知事由とならない。

→承知した。

その他

追加配付資料「参考【附票】帳票レイアウト(差し替え).pdf」の備考欄の記載例に誤記が存在する。「編成年月日」となっている箇所は、正しくは「編製年月日」である。また、「移動後」となっている箇所は、正しくは「異動後」となる。

「資料2(見え消し)戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】案(0323 修正).pdf」の P16 に「また、データ構造や文字についても、直ちにあるべき姿に移行するとせず、経過措置を設けている。」と記載があるが、速やかに「あるべき姿」を明確化し、口

ードマップを関係各所に提示すべき。

→当該箇所の記載はデジタル庁の検討状況に応じて変更する想定である。現在は住民記録システムと同様の記載としている。

→承知した。

→当該記載については、今後総務省と協議し、記載内容を検討する。

戸籍附票システム標準仕様書案については、必要に応じて本分科会の内容を踏まえた修正を行い、検討会に諮ることとする。

※上記について異議なし

■住民記録システム標準仕様書

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容

#3 改製の考え方の追加

1.1.5 除票の考え方・理由に記載されている「過去の様式を維持することまで求められない。」という文章について、除票でない住民票においても適用されるという認識でよいか。

→ご認識の通り。

#4 不詳日許容項目の追加

「実装すべき機能」の記載において、留意事項の記載先を統合記載欄 C 類型としているが、誤記ではないか。

→表現の見直しを検討するが、統合記載欄 C 類型についても留意事項の一部という認識である。

#8 氏名の読み仮名に関する検討状況の追記

戸籍における読み仮名について、外国人はどのような扱いとなる想定か。現行の扱いから変更は生じるか。

→外国人のフリガナと読み仮名の扱いは検討が必要である。在留カードに記載されている内容を引用する方法もあるが、記載されていない場合も見込まれる。住基ネットやマイナンバーカードにおける対応について内部で議論をしている。法務省の方針が定まり次第、詳細な検討を実施する。

→給付金を外国人住民に振り込む際に対応に苦慮した。状況は承知した。

#14 特例転入を利用した転出における履歴管理方法の変更・転出届取込結果通知書の削除

住民より流入してくるデータには住基ネット経由のデータとマイナポータル経由のデータの2種類が存在するが、考え方・理由に記載されている内容はマイナポータルにおける転入予約も含まれるという理解でよいか。

→転入予約の扱いについてはデジタル庁で検討されているが、住民記録システムに

取り込むとなった場合においては、当該仕様書においても記載を追加する想定である。

→承知した。

#17 異動の取消の仕様追記

考え方・理由に「一部のみ取り消すことは原則許容しない」と記載があるが「原則」の表記を削除してもよいのではないか。

→現行システムの状況を加味してこのような記載としている。

→特別な状況を想定している場合には例示いただきたい。

→承知した。標準仕様書の中に記載するかという点の検討が必要であるが、いずれにしても提示する。

#18 想定されないアラートの削除

アラートを削除するということであるが、支援対象者の住所を把握されている場合は想定されないか。

→住所を把握されている場合、支援措置としての保護の範疇を越えており、対応が困難である。運用上は別の住所を登録し、その住所を保護していると想定される。また、別の住所の保護については、別途アラートが出されることになっており、当該アラートで対応可能と考え、削除した。

→承知した。

その他

住民記録システム標準仕様書案については、必要に応じて本分科会の内容を踏まえた修正を行い、検討会に諮ることとする。

※上記について異議なし

■標準準拠システムで使用される文字について

戸籍では記載された文字をそのまま登録していることから、外字が多く存在している。例えば、「美」の下の「大」の部分が「ミ」となっているなど、独自の文字が登録されている。本市においても外字が3000字程度存在し、そのうち40字から50字程度はIPA mj 明朝フォントと同定が不可である。状況を整理し、提示させていただく。

→外字を無くす作業を自治体ごとに対応するのではなく、国より指針等を示していただきたい。

→外字を可能な限り減らすことは政府の共通認識であり、実現方法については検討が必要である。現在デジタル庁が方針を検討しているところではあるが、基本的には標準化を推進していく中で共通事項として整理することになると想定される。

→住民基本台帳事務処理要領では、氏名について戸籍の字体を参照することとされており、見直しが必要ではないか。

→住所の字名に外字が使用されているケースも存在するため、併せて整理が必要と考える。

→外字の発生要因である戸籍において、外字作成を抑制することが重要であると認識している。また、字名に使用されている外字についても無くす方向としてデジタル庁で検討されている。

→標準仕様書の中に「外字の新規作成は行わない」旨を加えていく想定である。

→標準仕様書はあくまでもシステムの仕様や業務フロー等が規定されるものと理解しており、標準仕様書内の記載を根拠として住民に外字を無くす方針を説明することは困難ではないか。住民基本台帳事務処理要領の改定等制度面の変更が必要と考える。

→法律の解釈上、戸籍の氏名を扱うという点は変わりえない。一方、標準仕様書の内容を基に標準化法が策定されるため、標準仕様書に外字を無くす旨を記載することで法的効力を有することとなる。そのうえで住民に対してどのように説明するか等の検討が必要になると認識している。

→承知した。

戸籍附票システム、住民記録システム共に異体字のあいまい検索機能は、一般市区町村では「実装してもしなくても良い機能」とされているが、一般市区町村においても必要な機能ではないか。

→住民記録システム標準仕様書では、一般市区町村にとって異体字検索を実装することは負担であるという考えのもと「実装してもしなくても良い機能」と位置付けている。戸籍附票システムにおいても、住民記録システムに準じて、同様の整理としている。

→「実装してもしなくても良い機能」が「実装すべき機能」の中に含まれていることに違和感を覚える。また、外字登録を前提とした記載となっているため、表現方法については総務省と検討する。

文字の同定作業は自治体等において負担となるため、簡単かつシステム化していただきたい。

→文字に関する全体整理を注視しながら取り組む。

→基本的にはトップダウンで外字を撲滅することが望ましいが、そうでないのであれば自治体の負担とならない方法を検討いただきたい。

昨年、住基ネット上の文字を変更した際に、年金システム等連携している他システムのフリガナが自動的に変更された。文字の見直しに際しては、システム連携による影響も考慮する必要があると認識している。

文字の統一を進めるにあたり、同一の文字とみなす基準(包括基準)を定めていく必要がある。ただし当該内容について法令で示すことは難しいと認識している。

2. 閉会

頂いた意見を踏まえて内容の微修正等を実施の上、検討会に諮る方針である。

→検討会は3月 30 日に書面開催を予定している。なお、分科会において発言できなかった事項がある場合は、分科会后、事務局宛にご提示いただきたい。

以上